

高千穂梅園 My 棚田オーナー（会員）入会規約

高千穂梅園 My 棚田オーナー（会員）に関する規則

第 1 条（会 員）

高千穂梅園 My 棚田オーナー（以下当会という）の目的及び活動主旨に賛同して入会した個人・団体・法人を会員とし、My 棚田オーナーと呼称する。

第 2 条（入会申込）

当会に入会しようとする個人・団体・法人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込むものとする。

第 3 条（退 会）

退会は会員の自由意志とし、退会希望者は退会のための所要手続を行い、随時退会できる。

第 4 条（会 費）

1. 会費は年会費とし、1 年分の金額を次のとおりとする。
・年会費：50,000 円
2. 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。
3. 会員期間は、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までとする。

第 5 条（特 典）

会員は次の特典を受けることができる。

- (1) 収穫米 50 kg（玄米 若しくは、白米）
- (2) 棚田に関する情報提供
- (3) その他

第 6 条（禁止事項）

会員は、次のことをしてはならない。

- (1) 当会の承諾なしに、当会支援のための街頭募金、街頭での入会勧誘を行うこと
- (2) 当会の承諾なしに、当会の名称・略称・マーク・ロゴ・イラスト等を使用して、名刺などの印刷物を制作したり、団体を結成したり、会合を開いたり、自然保護活動や調査を行うこと。
- (3) 当会の承諾なしに、当会商品の販売活動を行うこと
- (4) その他、当会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行動をとること

第 7 条（会員資格の喪失）

会員は次の事由によってその資格を失い退会する。

- (1) 所定の退会手続を完了したとき
- (2) 会費納入期限を 1 年を過ぎるも会費の納入がないとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 転居、行方不明など所在の知れないとき
- (5) 役員会において第 8 条の事由により、除名の決議がなされたとき

第 8 条（除 名）

会員が次の各項の一つに該当するときは、役員会の決議をもってこれを除名することができる。

- (1) 第 6 条に定める禁止事項に違反したとき
- (2) その他、当法人の活動趣旨に反する行動をとったとき、当法人の信用を失う行為があったとき

第 9 条（本規則の変更）

本規則を変更しようとするときは、役員会の決議を経なければならない。

第 10 条（当会所在地）

当会の本部所在地を以下の通りとする。

- 【住 所】 〒880-0856 宮崎県宮崎市日ノ出町 95-1
宮崎梅田学園株式会社 本部事務所内 高千穂梅園事務局
- 【連絡先】 TEL 0985-77-6000